【規程番号　神女大Ⅱ－001】

神戸女子大学全学教授会規程

第１条　この規程は、神戸女子大学学則第 42 条第５項の規定に基づき、全学教授会（以下「教授会」という。）に関する事項を定める。

第２条　教授会は、学長、副学長、教授、准教授、助教及び講師をもって組織する。

２　前項の規定にかかわらず、必要に応じて職員の出席を求めることがある。

第３条　教授会の定足数は構成員の２分の１とする。

第４条　教授会は、学長が必要と認めたとき、又は教授会の構成員の３分の１以上の者から請求があったときに、これを召集する。

第５条　教授会の議長は学長がこれに当たり、学長に事故があるときは副学長がその職務を代行する。

第６条　教授会は、教育研究に関することについて、学長の求めに応じ、意見を述べるものとする。

第７条　（削除）

第８条　会議の議事は関係者以外には公開しない。会議の議事については、議事録を作成する。

第９条　教授会に関する事務は総務課（大学庶務担当）が行う。

第10条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

１　この規程は、平成９年 10 月１日から施行する。

２　この規程の制定に伴い、従前の神戸女子大学教授会規程（昭和 55 年４月１日施定）は廃止する。

附　則

この規程は、平成 19 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年７月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。